

家族構成



おばあちゃん
80歳



お父さん
48歳



お母さん
47歳



まもる
高校生

ケロちゃんが行く

『クーリング・オフってなあに?』の巻

～消費者の強い味方ケロ～



相談してケロ

山形県消費生活センターキャラクター“ケロちゃん”



消費者トラブルのご相談は

「消費者ホットライン」

188

いやや
188泣き寝入り!
と覚えてね

※お近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活センター

山形県 023-624-0999

(県庁2F) 最上総合支庁 0233-29-1370

置賜総合支庁 0238-24-0999

庄内総合支庁 0235-66-5451

お住まいの市町村でも
消費生活相談を受け付けています

消費者ホットライン188



クーリング・オフのことは
消費生活
センターに
相談してケロ



通知は文書または
電磁的方法で行います。



ワンポイントアドバイス!

- クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録(*)で行います。
- クーリング・オフができる取引と期間が限られています。
- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。

※電磁的方法…代表的な例としては、電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイトにて設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。また、FAXを用いた通知も可能です。



詳しくは
県ホームページを
ご覧ください